

豊橋子育て情報ハンドブック

子育て支援

★いろいろな支援

ファミリー・サポート・センター

問 とよはしファミリー・サポート・センター ☎56-7500 FAX56-7123

前畠町115番地 豊橋市総合福祉センターあいトピア3階



受付時間 月曜日～土曜日 午前9時～午後6時(日曜日・祝日・年末年始はお休み)

子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人のネットワークを作り、会員同士で支え合う組織です。

援助会員 豊橋市内に在住し、子育てのお手伝いをしたい人

依頼会員 豊橋市内に在住/在勤/在学し、子育ての手助けをしてほしい人

※対象となる子どもは0歳から小学校6年生までです。

※会員登録には講習会への参加が必要です。

援助内容 保育所等の開始前、終了後の預かりや送迎、児童の放課後の預かりや習い事の送迎など
(家事援助は除く)

◎報酬の基準

曜日	時間	料金
月曜日～金曜日	午前7時～午後7時	600円(1人／1時間)
	上記以外の早朝・夜間	700円(1人／1時間)
土、日曜日・祝日	午前7時～午後7時	700円(1人／1時間)
	上記以外の早朝・夜間	800円(1人／1時間)

◎利用料の一部補助

問 子育て支援課 ☎51-2325

依頼会員が以下の対象となる場合、援助会員へ支払った利用料の一部を補助します。



対象	補助金額
多子世帯	18歳未満(18歳に達した年度末までを含む)の子どもが3人以上いる会員(第3子以降の利用時)
ひとり親世帯等	児童扶養手当、愛知県遺児手当、豊橋市母子父子福祉手当の受給者である会員、手当受給者に準じる会員
多胎児世帯	就学前の多胎児のいる会員(6歳に達した年度末までの子) ※新たに0歳児のいる会員に体験チケット(無料)を配布する予定です。

補助を受けるためには、事前の登録が必要です。

※P48「幼児教育・保育の無償化について」もご覧ください。

※前ページからのつづき(ファミリー・サポート・センター)

～子育てをみんなで応援してみませんか～ 援助会員さん大募集!!

市内在住で、子ども好きな方であれば資格や年齢を問わず、どなたでも登録できます。また、子育て中の依頼会員の方も登録可能で、援助活動に対する報酬もあります。あなたの都合の良いときに、子育て世代を応援してみませんか。

3人乗り自転車貸出し事業

問 保育課 ☎51-2315



保育園や幼稚園などに安心して通えるように3人乗りの自転車の貸出しを行います。

対象者 次の要件をすべて満たす方(利用期間において)

- 市内に住所があり、居住している方
- 満1歳以上4歳未満及び満2歳以上で小学校就学前のお子さんを2人以上養育している方
- 自転車の適正な保管場所を確保できる方

利用期間 1年以内

利用料金 電動アシスト付き自転車
月額1,000円

申込方法 申込書を持参または郵送してください。

※申込者多数の場合は貸出しができないことがあります。

子育て家庭優待事業(はぐみんカード)

問 子育て支援課 ☎51-2325

協賛店舗等に「子育て家庭優待カード(はぐみんカード)」を提示することにより、さまざまな特典やサービスが受けられます。

対象者 満18歳に達して最初の3月31日までの子どもとその保護者又は妊娠中の方

協賛店舗等 協賛店舗等入り口などにステッカー表示があります。愛知県及び豊橋市のホームページ又はカード裏の二次元コードからも確認できます。

配付方法 子育て支援課及び窓口センターで配付、妊娠中の方には母子健康手帳交付時に配付



赤ちゃんの駅「Babyほっ♡」

問 子育て支援課 ☎51-2325

おむつ替えや授乳のできる施設、店舗を登録し、赤ちゃんと一緒に安心してお出かけしたいママをサポート。スマホで最寄りの施設が検索できるWebマップを公開しています。

内容 おむつ替え・授乳ができる、ミルクのお湯の提供、子連れを入れるトイレ有り、その他子育て支援関係サービスの提供

※内容は施設により異なります。

登録施設・店舗 入口などにポスター・ステッカー表示があります。



ほの国こどもパスポート

問 政策企画課 ☎51-3153



東三河8市町村(豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村)の公共施設に無料で入場できるパスポートです。発行対象は東三河に在住または在学の小中学生です。

※東三河に在住又は在園する未就学児は、パスポートの発行はありませんが、無料で対象施設に入場できます。

対象施設・配付方法 東三河広域連合のホームページで詳しく紹介しています。



イマドキ企業はやさしいがカッコイイ 豊橋市子育て応援企業

企業による子育て支援を促進し、子育てしやすいまちづくりを推進するため、子育て支援の取り組みを積極的に進めている企業を認定しています。

170社(337事業所)が認定を受けています。

(令和3年4月1日現在)

対象となる取り組み

- ▶子どもと一緒に利用できるサービスや設備の提供
- ▶地域における子育て・子育て支援
- ▶子育てしながら働きやすい職場環境づくり

詳細は市ホームページをご覧ください。

認定マーク



『ロクちゃん』

□P49掲載 保育士・保育所支援窓口キャラクター「ロクちゃんと家族」。

主人公である保育士の「ロクちゃん」を通して①保育士②こども③豊橋の魅力を伝えています。



LINE

豊橋市
ホームページ

★ 障害児への支援

障害児通所支援

障害児に対して、基本的な動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。

サービス種類 児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援(未就学児)、放課後等デイサービス(就学児)、保育所等訪問支援(未就学児・就学児)

費用負担 原則サービス利用料の1割負担(一部幼児教育・保育の無償化対象あり □ P48)

障害福祉サービス

障害児に対して、家庭にヘルパーの派遣、外出の支援、介護者の疾病等で一時的に介護できない場合の預かり(夜間も含む)等を行います。

サービス種類 居宅介護、行動援護、同行援護、短期入所

地域生活支援事業

障害児に対して、社会参加を促すための外出支援や、家族の一時的な休息を目的とした日中一時預かり、自宅で入浴サービスを行います。

サービス種類 移動支援、日中一時支援、訪問入浴

費用負担 原則サービス利用料の1割負担(ただし、所得に応じた負担上限あり)

※各種サービスの内容は、市ホームページ(□ <http://www.city.toyohashi.lg.jp/18960.htm>)をご覧ください。

四コマ漫画はホームページに掲載中。最新号はLINEで月に1回配信中です。



©Akko

※前ページからのつづき(障害児への支援)

問 障害福祉課 ☎51-2347

こども発達センター

問 こども発達センター ☎39-9200



心身の成長発達に心配がある子どもと家族を支援します。

- 子どもの発達についての相談
- 診療、リハビリテーション
- 通園事業
- ホームページ(https://www.hattatsu-center.jp/)

医療的ケア児への支援



◎障害児看護支援事業

医療的ケアを必要とする児童・生徒が、保育園、学校等に通っているときに、看護師が保育園等を訪問して医療的ケアを実施し、保護者等の負担の軽減を図ります。

利用方法など詳細は、障害福祉課までお問い合わせください。

- 市ホームページ(https://www.city.toyohashi.lg.jp/34018.htm)

施設一覧

施設名	所在地	電話	施設種別
岩崎学園	岩崎町	61-2062	指定児童発達支援事業所、 障害児入所施設
豊橋ゆたか学園	高師町北原	62-0112	障害児入所施設
豊橋市立高山学園	多米町	61-1019	児童発達支援センター
豊橋あゆみ学園	高師町北原	63-5031	児童発達支援センター
豊橋くすのき学園	高師町北原	61-8273	児童発達支援センター



ヘルプマークについて

義足や人工関節、内部障害や難病、妊娠初期などで、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい方が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるように作成されたマークです。

ヘルプマークの利用者を見かけたら席を譲る、困っていれば声をかけるなど、「思いやりのある行動」をお願いします。

以下の窓口でヘルプマークを配布しています。
ところ: 障害福祉課(東館1階)、健康増進課(保健所・保健センター「ほいつぶ」1階)、
障害者福祉会館「さくらピア」

その他: 口頭での申し出可とし、障害者手帳や身分証明書の提示は不要です。
ご家族や代理人による受取も可能です。

受取時に差しつかえない範囲で障害内容をお伺います。

郵送による配布は行いません。

障害福祉課 ☎51-2345



★ひとり親家庭への支援

問 子育て支援課 ☎51-2321・2320



対象 母子父子家庭や父又は母が重度の障害のある家庭等(所得制限有り)

支給月 奇数月(年間6回)

	受給期間	支給金額
児童扶養手当	申請した月の翌月から子どもが18歳になった年度の3月まで(子どもに一定の障害がある場合は20歳まで延長)	<ul style="list-style-type: none"> ●児童1人目 43,160円／月(全部支給) 43,150円～10,180円／月(一部支給) ●児童2人目 10,190円加算(全部支給) 10,180円～5,100円加算(一部支給) ●児童3人目以上 6,110円／人加算(全部支給) 6,100円～3,060円／人加算(一部支給) 「支給事由発生から7年経過」、「支給開始から5年経過」のいずれか早い時点で半額に減額される場合があります。
愛知県遺児手当	申請した月から5年経過するまで(対象となるのは子どもが18歳になった年度の3月まで)	<ul style="list-style-type: none"> ●児童1人4,350円／月(3年経過するまで) ●児童1人2,175円／月(4・5年目)
豊橋市 母子父子福祉手当	申請した月から5年経過するまで(対象となるのは子どもが18歳になった年度の3月まで)	<ul style="list-style-type: none"> ●児童1人2,300円／月(3年経過するまで) ●児童1人1,200円／月(4・5年目) 一定の要件に該当する場合は、減額・喪失されない場合があります。

母子父子家庭等医療

問 子育て支援課 ☎51-2335



対象 母子父子家庭で18歳以下の児童を扶養している母・父及び児童と父母のいない児童(所得制限有り)

助成内容

- 保険診療の自己負担分(入院の食事代、くすりの容器代等は対象外)
- 「母子父子家庭等医療費受給者証」の交付を受け、県内の医療機関の窓口で保険証と一緒に提示。
- 県外の医療機関での受診、保険証未提示での受診は申請による払戻しとなります。

ひとり親家庭等日常生活支援事業

問 子育て支援課 ☎51-2320

対象 母子父子寡婦家庭で自立促進・社会的事由で一時的に日常生活に支障が生じた方

援助内容

- 食事のお世話や住居の掃除
- 身の回りのお世話
- 医療機関等との連絡など
- 日常生活上必要な用務

利用料 生活援助 0～300円／時間

就労、養育費、子どもの進学にかかる資金の悩みは
母子父子自立支援相談員へ

母子父子自立支援相談員は、ひとり親の皆さんの就労支援・求人登録・資格取得、子どもの高校や大学進学に必要な資金の貸付案内、養育費に関する情報提供などを行っています。相談を希望される方は、子育て支援課(☎51-2320・2321)へ電話または直接お越しください。